

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和元年度

社会福祉法人 くすの樹会
銀杏保育園・銀杏保育園胡桃館

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果（共通評価）（別紙1A）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果（内容評価）（別紙2A）

A-1 サービス内容

- A-1-（1） 全体的な計画の作成
- A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-（3） 健康管理
- A-1-（4） 食事

A-2 子育て支援

- A-2-（1） 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	銀杏保育園・銀杏保育園胡桃館
種別:	認可保育所
代表者氏名:	辻 いづみ
定員:	銀杏保育園 :60名 銀杏保育園胡桃館:44名 計104名
所在地:	(銀杏保育園)横浜市戸塚区秋葉町147番地1 (銀杏保育園胡桃館)横浜市戸塚区吉田町3001-1クレヴィア戸塚101
TEL/FAX :	(銀杏)045-443-6677 (銀杏胡桃館)045-392-8364
ホームページ:	http://www.kusunokikai.ed.jp/
開設年月日	(銀杏)平成24年4月1日 (胡桃館)平成29年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 くすの樹会

職員数

常勤/非常勤	常勤: 銀杏)11名、銀杏胡桃館)5名 非常勤:銀杏)19名、銀杏胡桃館)12名 (計: 銀杏)30名、銀杏胡桃館)17名)
専門職員(名称)	保育士: 銀杏)23名、銀杏胡桃館)13名 保育補助: 銀杏胡桃館)1名 栄養士: 銀杏)3名、銀杏胡桃館)2名 調理員: 銀杏)2名、銀杏胡桃館)1名 事務員: 銀杏)1名 用務員: 銀杏)1名

施設・設備の概要

居室数	(銀杏) 乳児室1 保育室2 一時保育室1 (銀杏胡桃館) 乳児室1 幼児室1
設備等	(銀杏)ソーラーパネルによる発電、地熱を利用した空調

③理念・基本方針

(法人理念)
 私たちは、社会の福祉に資する者として、常に考え続け、行動し続ける努力をします。
 私たちは、私たちがかかわる子どもたちが成長し、社会の役に立つ人になることを願って、日々の保育に専念します。

(保育目標)
 1. しなやかでのびのびとした心と体を持ち、人として心の豊かな子に育てます。
 2. 自ら考え、選びとる目をもち工夫することができ、多くの困難に出会っても乗り越えられる子に育てます。
 3. 優しさや思いやりの心を素直に表現することができる強い心を持った子に育てます。
 4. 自分を大切にし、他の人も大切にする子に育てます。やがて、素敵な大人になるであろう子どもたちの育ちに想いを込めながら、子どもたちに関わる総ての人たちと共に育て、また私たちが育てられたいと願っています。

④施設・事業所の特徴的な取組

(乳児)
 ・育児担当制を採り入れた保育
 ・ことばを手渡す保育
 ・草履保育(2歳児から)
 ・主体性を育む保育
 ・布オムツを使用した保育

(幼児)
 ・異年齢児保育
 ・草履保育
 ・主体性を育む保育
 ・季節を五感で思い切り感じ取ることができる活動

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和元年9月1日	訪問調査日:令和2年1月21日・22日
	評価結果確定日 :令和2年4月17日	

受審回数(前回の時期)	1回(前回:平成26年度)
-------------	---------------

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 幼児期までに欠かせない経験を大切にしています

幼児期までに身体が本来持つバランスや調整能力を育てることを趣旨にしています。健康に配慮しながらも、安易に空調に依存せず外気に順応させることや、素足で過ごし、2歳児から草履を履いて散歩をするなどの保育をしています。

食事は無農薬の食材、添加物のない自然素材の味付けを大切にしています。1200冊もの絵本を取り揃え、絵本を読み聞かせ想像力を育てることを重視しています。機能性、便利性が高度化した現代社会のなかで、幼児期にこそ経験させたいことを大切に保育を行っています。

2) 子どもの主体的な育ちを大切にしています

異年齢保育によって年上の子ども・年下の子どもそれぞれが刺激を受け、自主的に成長していける取り組みをしています。異年齢の年齢別年間保育計画を作成し、音楽・体育・アート・文学の4項目に分け、段階的に目標に向けた取り組みにしています。

保育士は、発達過程と安全性を考慮した上で必要な時以外は、子ども同士の関わりや実体験を大切に保育を行っています。「5歳児会議」は、子どもたち全員が話し合い、一つのテーマを考え、作り上げていく取り組みで、生活発表会での披露につなげています。

3) 苦情を積極的に公開して、保育に生かしています

寄せられた苦情内容を積極的に公開し、ホームページで閲覧できるようにしています。苦情に対して真摯に向き合い、改善すべきことはどのように取り組んだか、逆に園として理解してもらいたい点はどこなのかを内外に明らかにしていきたいと考えています。

「苦情は自らを高めるための大切な宝物」として、積極的にこれを公開する姿勢により保育の質向上に努めています。

◇改善を求められる点

1) 人材育成の促進

園の理念・方針を十分理解して主体的に判断し、率先して実践できる人材を育てています。職員参加型の部会活動（環境リスク、絵本、玩具、食育）に取り組んでいます。

本園分園の協力関係、意思統一を図るために、合同の職員会議を定期的で開催しています。これらの取り組みが、人材の定着、育成に一層効果が発揮されることが期待されます。

2) 実習生・ボランティア受け入れのマニュアル化

ボランティアの受け入れは行っていますが、今後は、受け入れの基本姿勢、手順や注意事項などを明文化し、十分な体制が期待されます。

実習生の受け入れは積極的に行っています。実習生受け入れは、職員の振り返りの機会でもあり、基本姿勢を明文化し、手順を決めたマニュアルの整備が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： 银杏保育園・银杏保育園胡桃館

今回、2回目の第三者評価の受審でした。

分園の開園3年目、一昨年度末本園職員が多数流出という中で、再出発して間もない時期であり、ほとんどが1～2年目の職員であったため、全員が不安な中での今回の受審でしたが、目標としている保育の方向性や質はむしろ高まり、自分たちの自己評価より良い評価をいただいた部分に安堵し、自信を持つことができた反面、気付いていなかった課題を洗い出すことができたことは、大変有意義でした。

今回の受審を通して主任保育士を中心に、中堅職員の成長と、短時間職員の意識の変化とともに、分園との協力関係を構築した職員全員のチームワークと努力のあとを感じることができました。

評価結果を受けて、全員で共有し、私たちの園の強みを生かし、課題に取り組むための道標を得ることができたことに一同感謝しております。

ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

園の理念や方針は、パンフレット、ホームページ、しおり(重要事項説明書)に明記されており、入園時の説明会、クラス懇談会等で保護者の理解を得るように努めています。保育目標は、子どもが育つ目標の姿ですが、同時に職員のあるべき姿でもあり、行動規範だとしています。職員が保育理念を念頭に入れた保育をするために園内研修などを継続していますが、スキルには個人差があるようなので、今後一層の取り組みを期待します。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

施設長は、全国社会福祉法人経営者協議会の経営検討会議の委員の経験で、社会福祉事業全体の動向、事業経営をとりまく環境や経営課題について把握、分析しています。地域では、社会福祉協議会保育部会の地区福祉部委員も務め、地域の子どもの数、保育ニーズ、潜在的な利用者に対するデータを把握しており、保育園を取り囲む経営環境や課題を理解しています。

第三者評価結果

3	I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
---	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

施設長は、法人の常務理事も兼任しており、園の経営環境や組織の課題を熟知しています。特に園の課題は、組織体制の役割分担、職員体制、人材育成を重要課題として認識しており、法人理事会でも重要課題として取り上げています。これまで、法人として様々な対策をとっていますが、今後、それらの効果が発揮されること期待します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

中期計画は2018年度～2022年度の5か年間としており、人材育成、待遇改善、地域貢献を内容としています。中期目標は年度ごとに修正を加えながら、3年後(2020年度末)に中間まとめを行います。長期計画は、管理職の育成と園舎の修繕を挙げています。改修修繕については、長期修繕計画を立てて法人として積立をしています。実施状況の評価をしやすいように、数値目標や具体的な成果を設定することが今後期待されます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の計画は中・長期計画を反映して、単年度の重点項目を挙げてます。事業計画には、法人理念、保育理念の共通理解、保育内容を深めること、本園と分園の協力関係と方向性を一致させるための職員会議、管理職の意思疎通を深めること等が記載されています。数値目標はありませんが、理事会には半期ごとに進捗状況を報告しています。今後、検証がしやすいように計画をさらに具体化するなどの工夫を期待します。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
---	--	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画のうち、重点目標は施設長を中心に、主任保育士、リーダー職員が話し合ったものを文書化しています。研修計画、行事計画は職員が策定したものを原則的に採用しています。事業計画の進捗状況は、半期に一度、理事会に報告することになっており、法人全体で把握されています。職員全体には年度当初に職員会議で周知しています。

7	I-3-(2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	--------------------------------------	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画は、ホームページに掲載され、園でも自由に閲覧できるようになっています。保護者会総会でも施設長が内容を説明しています。保護者がどの程度理解を深めたかの確認はしていませんが、保護者会側、園側双方で窓口担当を決めており、疑問質問に対応することにしています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>
 保育内容についてクラス会議で振り返り、リーダー会議で取りまとめたうえで毎月、「反省・目標」を整理して全員に配布し、職員会議で周知しています。職員の自己評価は、定められた評価基準に基づいて年に2回実施します。そのうえで園としての自己評価を取りまとめ、結果は園内で自由に閲覧できるようにしています。第三者評価は平成26年に受審して以来、今回で2回目です。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>
 評価結果をもとに、課題を自己評価としてとりまとめ、事業計画、中・長期計画に反映させています。評価結果を職員間で回覧し、課題の共有化を図っています。評価結果に基づく改善策を計画的に取り組むこと、改善策の実施状況を評価し、必要に応じて改善計画を見直しを行うなどを今後期待します。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

施設長は、園の経営・管理における理念や、基本方針を踏まえた方針と取組みを、職員会議や、職員の自己評価や保育所の自己評価などを作成する過程で、明確に示しています。また、職務分掌を文書化し、平常時のみならず施設長不在時の権限委任において職員の役割と責任を明確にし、会議などで周知しています。

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

施設長は、中堅所長研修、社会福祉会計実務や労務などの管理監督の研修に参加し、施設として遵守すべき法令などを理解した事業経営に努めています。職員には、職員として遵守すべき具体的な取組みなどを職員会議、職員の自己評価、保育所の自己評価などで周知しています。職員は入職時に個人情報保護に関する誓約書を提出しています。今後は、職員の倫理綱領としての理解を深め、保育実践に繋げていきたいとしています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

発達年齢に合わせた年間の指導計画、月指導計画、週日案の活動における職員の評価、また、定期的に行う個人面談や自己評価などから保育の現状を把握し、評価・分析を行っています。分析の結果による課題は職員会議でとりあげ、改善に向けた体制づくりにつなげるなど、指導力を発揮しています。園の特徴として乳児の育児担当制保育・異年齢児保育に関するOJTを主任が中心に行い、全職員の専門性をより高めています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

経営状況やコストバランスの分析は、法人本部が行っていますが、施設長は全体的な人事、労務、財務などを把握し、人材確保や職員の働きやすい環境整備などの取り組みに努めています。トップダウン的な運営ではなく、職員自らが園運営の改善や質の向上に向けた・リスクマネジメント・環境・絵本・おもちゃの4部門会を立ち上げ、園全体で共有を図る体制が出来ました。部会は、非常勤も含め、各部会でマニュアル作成や目標を明確にするなど、保育活動の内容や保育所自体の質の向上に向けた部会にしていきたいとしています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

必要な人材や人員体制についての具体的な計画や専門職の人材確保と育成に関する方針は確立しています。人材の育成に関しては、年度ごとの職員研修計画表や5か年研修計画にキャリアアップ制度や階層別研修を導入した人材育成が行われています。人材確保に関しては、計画的に取り組んでいます。効果的とは言えず、今後は効果的な人材確保の取り組みをしていきたいとしています。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
----	-----------------------------	---

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>
 理念や基本方針に基づく「期待する職員像」は、園の保育目標やパンフレットなどで明確にされています。人事基準を文書化し、職員に周知しています。職員の専門性、職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度は、キャリアパス制度、研修成果、日々の保育活動などによる評価を基に人事考課を行います。
 年に2回主任と面談を行っています。本人の自己評価で次期の目標を確認し、キャリアデザインを職員自身で立てていける取り組みをしています。また、職員それぞれが5年後、10年後の将来めざす姿を自ら描く「野望」という文書を、封印の上のうえ施設長に渡すという取り組みをしています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>
 職員の就業状況や意向の把握など労務管理関連の責任体制を明確にしています。定期的な個別面談のみならず、自分から申し出にくい職員には様子を見て声をかけるなど、出来るだけストレスを感じない環境作りに努めています。
 正規職員の年間115日の公休と有給休暇5日の取得で年間実休暇を120日間(月間実質10日の休暇)にし、ワークライフバランスに配慮した取り組みを行っています。オンとオフの切り替えを大切にし、自己研鑽や研修による専門性の向上、働きやすい職場への工夫は、今後も引き続き検討していきたいとしています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

期待する職員像を明確にし、職員一人ひとりの目標管理は、日常保育の実施の様子、保育内容を深めるための研修やキャリアパス制度、自己評価などから把握しています。個人面談は前期・後期の年2回行い、職員の目標、進捗状況など把握し、目標達成度の確認を行っています。

第三者評価結果

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

5か年の人材育成研修計画書、年間の研修計画表を策定しています。法人傘下の人材育成として等級、専門職に必要な資格(階層別研修)、全職員対象とする研修内容が記載された一覧表から期待する職員像を読み取ることが出来ます。研修は計画的に実施され、研修参加の報告、自己評価などから総合的な計画の評価や見直しを行っています。研修後は、職員会議や回覧でのフィードバックをしていますが、十分ではなく、今後は効果的に共有できる工夫が必要だとしています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

各職員の技術水準、知識、専門資格などの把握は、日常の保育援助、自己評価や個人面談などで把握しています。新規採用職員や短時間職員、派遣職員に対する保育の一定の水準をあげるために主任がOJTとして指導しています。人材育成研修計画により、職員の必要な知識・技術に応じた教育や研修を行っています。
特に園の特徴とする育児担当制保育・異年齢保育に関しては、外部の専門講師により、全国から講習に参加する全国レベルの研修を年4回行い、園内での演習や理論研修を全職員対象で行うなど、より専門的な保育援助に努めています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
--	---

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特徴に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>
 実習生の受け入れは積極的に行っています。実習前にオリエンテーションを行い学校や本人の希望に沿った効果的なプログラムを作成しています。プログラムの内容により、担当保育士が指導に当たり、指導者に対する研修は園長や主任が行います。実習生が意欲的に取り組める環境づくりに配慮すると共に実習生受け入れは、職員の振り返りの機会としています。
 受け入れのマニュアル整備が十分ではなく、今後は、園の基本姿勢を明文化し、手順を決めたマニュアルの整備が期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>
 園のホームページには、法人理念、基本方針、保育理念、保育内容や苦情・意見なども全面的に公表しています。また、園の玄関ホールで事業計画、事業報告、第三者評価受審、苦情、相談内容に対応した改善や進捗状況などを閲覧することができます。
 地域子育て支援として一時保育や園開放では、理念や保育方針、園で行っている活動などの説明や印刷物を配布しています。また、餅つき大会では、地域住民の方が参加し、伝統的な行事を経験できたこと好評でした。分園では、地域住民の誰でも利用できる地域交流スペースの開放を検討しています。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>
 運営規定に園における事務、経理、取引などに関するルールや職務分掌と権限責任を明確にしています。定期的な監事、会計事務所による内部監査を実施しています。監査による指摘事項やアドバイスなどは、職員全員で話し合い、経営改善に向けて取り組んでいます。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状况に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>
 事業報告、事業計画や全体計画、年間計画に発達年齢に合わせた地域との関わり方について基本的な考えを明示しています。散歩で出会う地域の人々や散歩先の公園で一緒になった子どもたちとの挨拶や接し方などについて伝えています。また、地域で開催される夏祭りやサツマイモの苗植え、梅のもぎ取りなどで協力してもらう地域住民との交流でいろんな体験が出来る機会を設けています。玄関ホールには、保護者への情報として地域のイベントを掲示し、地域の社会資源を利用するよう推奨しています。

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
---	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>
 ボランティアの受け入れは、積極的に行っていますが、受け入れに関する基本姿勢の明文化やマニュアルの整備が不十分です。学校教育の協力についてはその都度基本姿勢を伝えていますが、明文化はしていません。今後は、受け入れの手順や具体的な注意事項など、十分な体制が期待されます。現在、東京大学大学院教育研究科付属の発達保育実践政策学センターによる園児らの行動の研究に協力しています。(保護者の同意を得ています)

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
--	---

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>
 地域療育センターが園へ定期的に巡回訪問し、園児の様子や支援方法について情報を交換しています。区社会福祉協議会、主任児童委員との連携や、地域子育て支援拠点の子育て支援活動は他園と協働し、引き続き行っていきたいとしています。
 虐待等権利侵害に関しては、必要に応じて区役所、児童相談所など関係機関との連携をしています。病院のリストは作成していますが、他の関係機関を含めたリストの作成がありません。今後は、個々の子ども、保護者の状況に対応できる関係機関のリストを作成していきたいとしています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

<コメント>
 園では、地域の子育て支援として園庭開放や一時保育を行い、利用者と交流する中で、子育て家庭のニーズや生活課題を把握するように努めています。また、自治会に加入し、地域の情報やニーズなどの把握、住民との交流をしています。一人暮らしの高齢者向けの食事会に子どもたちが季節のメッセージを届けています。
 お話会や餅つき大会を開催するなど、地域交流に努めています。園が特徴とする育児担当制保育に取り組んでいる他の4法人4施設で年間4回の公開保育と講演会を実施する予定です。また、分園の1階に地域交流スペースをて開放し、地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる憩いの場にしたいと現在検討しています。

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域ニーズを把握し、出来る限り、園児らと共に社会体験も含めた活動に努めています。高齢者への季節メッセージを届けるなど、高齢者へのいたわりや思いやりを育む活動をしています。育児担当士の研修会を他園と開催し、公開保育や講演会を計画的に実施しています。今後は、地域交流スペースの多目的な活用や防災設備の充実、AED設置公表など、園が出来る地域支援をしていきたいとしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

園は、子どもの最善の利益をなにより大切にすることを謳い、育児担当制(乳児)、異年齢児保育(幼児)を特徴としています。それらはいずれも子どもを尊重した保育の方法であり、「しおり」、「重要事項説明書」等に明示されています。育児担当制・異年齢児保育については、毎年、専門講師を招聘して職員研修をしています。子どもが互いに尊重する心を育てることは、異年齢保育を通じて実践しています。性差への先入観を固定化しないよう、留意しています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
 - ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護については、規定・マニュアル類に記載はされていませんが、保育をする上で当然の前提として行っています。プールは、2階のテラスに設置されますが、利用時は目隠しのシートが張られます。お泊り保育では入浴をしますが、男女で時間をずらし、同性で入浴をするように配慮しています。子どものプライバシー保護は当然とはいえ、保育者によって対応に差が出ないようルールを文書化することが期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

利用希望者が必要とする情報は、市のホームページなどにすべて公開されています。育児イベント等でのパンフレットの配布などを行っています。パンフレットはカラー写真入りで保育の特徴をわかりやすく説明しています。見学希望者には、希望者の都合に合わせて見学日程を入れています。1日3組までにして、パンフレットを渡して職員が園内を丁寧に案内し、質問に答えています。

第三者評価結果

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園前の面談で、利用申込者に対して重要事項説明書を渡し、説明を行い、同意書の書面を残しています。保護者の就労時間状況に合わせて保育時間を変更する場合や、延長保育の利用方法についても文書化され、説明と同意を得ています。当初予定していた行事日程が変更する場合は、その都度知らせるとともに、園だよりに必ず3か月後の予定表をつけて、保護者が確認できるように工夫しています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所の変更がある場合、移行先の施設に対して必要に応じて情報提供しています。保護者の同意を得たうえで、乳児では自立支援計画書、幼児では進級ごとに作成される学年要録を送付しています。退園後もいつでも相談や遊びに来れるよう声掛けし、その場合は施設長や主任が対応することになっています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
---	---

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもの満足度は日々の保育のなかで、十分遊び込んでいるかどうかを観察、記録して把握するようにしています。保護者アンケートは、行事後に実施しています。クラス懇談会は年度当初に開き、また年度末には個人面談を行い保護者の要望や意見を聴きとるようにしています。保護者参加の機会にも意見を聴きとるようにしています。利用者の満足度合は主任が把握し、分析と検討は施設長と協議し、必要な改善策を施しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みがあり、規定には苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員が明記されています。これらは保護者にわかりやすいように文書化され、園内に掲示されています。「苦情は自らを高める宝物」として、受けた苦情はありのままに公表し、ホームページに公開しています。園として苦情内容を真摯に受け止めて公開することで、改めるべきこと、逆に理解を求めていきたいことを内外に明らかにしていきたいと考えています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者が相談したり意見が述べやすいように、重要事項説明書(しおり)には、連絡帳、面談、懇談会、保育参加、各行事等々の手段や機会を具体的に例示し、「心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください」と呼び掛けています。クラスで担任が対応することもあります。相談内容によっては個室の相談室を利用し、相談しやすいような配慮をしています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、送迎時にあいさつや声かけを心がけ、保護者が気軽に相談しやすいような雰囲気作りに努めています。玄関に意見箱を設置しています。職員は把握した相談や意見について検討に時間がかかる場合は、時間がかかる理由を説明して、責任者から回答するように伝えています。意見等に対して、改善すべき点はすぐに取り組み、また園の考え方も伝えながら互いに相互理解ができるような体制を整えています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>
各クラス職員代表で構成されたリスク部会があり、日常の事故予防、危険性などを話し合われています。最終的な責任者は施設長です。こどもの安心と安全を脅かすヒヤリハット事例は、その日のうちに業務日誌に簡潔に報告され、すべての職員が出勤時に確認できるようになっています。その後、けがの有無にかかわらず事故報告書が作成され、事後検証・分析をしています。またリスクマネジメント研修の受講をしています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>
感染症対策の責任者は施設長、担当責任者は看護師が務めています。「感染症対応マニュアル」が策定されており、適宜見直され、職員に周知されています。担当の看護師が研修会勉強会に参加しています。感染症が発生した際は、園内に掲示して知らせ、子どもたちを守るために、登園自粛を呼びかけます。登園基準が感染症別に定められ、保護者に伝えられています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
--	---

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>
 分園は浸水リスクの対象エリアになっているため、マンションの上階に避難することになっています。避難訓練は、月1回の避難消火訓練、年2回の広域避難場所への避難訓練を実施しています。非常時は災害伝言ダイヤルで保護者に非常時の情報を提供することにして、「引き取りカード」を持参した保護者等が迎えに来るまでは子どもを預かることにしています。今後は、防災計画の策定、備蓄品の管理と充実に期待します。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>
 育児担当制を行っている乳児には、食事、着脱、排せつを担当保育士が行うことになっており、発達年齢ごとの詳細な「保育マニュアル」があります。どの保育士が担当しても標準的な対応ができるように、常に支援方法を確認し合い、外部講師を招いた研修を毎年行っています。子どもが必ずしもマニュアル通りの動きにならない場合でも強制せず、子どもの意思を最優先するようにしています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の標準的な実施方法は毎月クラスの職員が振り返り、毎年9月と3月に主任がその内容をまとめることになっています。研修を行って、そのなかで課題を発見し、見直しになることもあります。検証・見直しの結果、環境の見直しや指導計画の変更などは臨機応変に行っています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。

- ア 指導計画策定の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が策定されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>
 指導計画策定の責任者は施設長です。入園時には保護者に子どもの1日の生活リズムを記入してもらい、食事、排泄、睡眠、アレルギーなどの情報を得ます。園は発育発達表に子どもの様子をチェックし、個別支援計画を立てていきます。保護者のニーズは、入園児の面談、懇談会などの面接で把握し、指導計画に反映していきます。計画策定には、必要に応じて看護師、栄養士が加わります。支援困難ケースは市の担当部局、保健師等と連携して、適切な保育を提供しています。

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
----------------------------------	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>
 指導計画の評価、見直しは、クラスの打ち合わせ、リーダー会議等で定期的に行われ、職員会議で共有化されています。評価した結果は適宜、次の指導計画の作成に生かしています。見直しを行う時期や保護者への同意を得るための手順、緊急に変更した場合の手順などを明確化していくことを今後期待します。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。

<コメント>

全体の園児の状況は管理日誌に記録され、具体的な生活状況は乳児、幼児ごとに統一した様式に記録されています。記録する職員で書き方に差異が生じないように作成要領などを主任が適宜指導しています。保育の実施状況によって疑問や判断に迷う場合は、必ず主任に連絡して指示をもらうことになっています。全園児の状況や事故、ヒヤリハットは管理日誌に記載され、出勤時に確認した職員がサインすることになっています。

第三者評価結果

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
----	----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「個人情報保護に対する基本方針」があり、運営規定に業務上得た子ども、保護者の情報、秘密保持がうたわれています。職員は入職の際、秘密保持の誓約書を提出することになっており、退職後も秘密保持を義務付けられています。運営規定では子どもに関する記録は5年保存とされていますが、実際には会計書類と同一の10年保存にしています。今後は、記録管理の責任者を明記するなどルールを明確にすることが期待されます。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、園の理念、保育方針や目標に基づいて作成しています。入園しているすべての子どもを主体とし、それぞれの発達過程を踏まえ、養護のねらい・内容、教育のねらい・内容など、養護と教育が一体的に展開できる計画を作成しています。

全体的な計画の作成には、各クラスの週案・日誌などの評価、見直しから月間指導計画、年間指導計画への見直しや改善を繰り返しながらトータル的な支援計画に仕上げています。全体的な計画で見直しの必要なところは、次の作成に反映させています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
 - b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
 - c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
 - エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
 - オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
 - カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

各保育室には温湿度計を設置し、適切な状態に保たれています。保育室は冷暖房で完備されています。保育室には加工された建材などは使用されず、檜やクルミ材の床に幼児は素足で過ごしています。四季の気温を肌で感じる事が出来るように夏には、地熱換気システムで地熱の一定した涼しい風を送り出し、冬には、太陽の陽ざしを園内の蓄熱レンガに吸収させるなど、出来る限り、自然を活かした環境に努めています。

乳児の部屋は床暖房にし、温湿度計で適温に保たれています。家具やおもちゃも出来る限り木製を使用し、発達年齢に合った子どもの動線に配置しています。園には子どもの本が千冊以上あります。好きな本を好きな場所で落ち着いて読むことが出来ます。午睡はコット(簡易ベット)で休みます。おもちゃ、遊びのテーブルや椅子は、毎日手順に沿って消毒をしています。汚れた時は都度消毒をし、午睡時と給食時の衛生管理に努めています。手洗い場やトイレは、清掃が行き届き、清潔で衛生的に保たれています。

第三者評価結果

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
 - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>
 子どもの発達や心の動き、性格などを把握し、子どもの思いを尊重した応答的なふれあいや言葉かけを行っています。子どもが、安心して、安定して園で過ごすことが出来るように信頼関係を築くことに努め、子どもが意欲を持って活動し、自信につながるように心がけています。
 年齢に合わせ、分かりやすい言葉づかいで話していますが、時には急かす言葉も出てしまう時があります。職員間でその都度注意をし、不必要にせかす言葉や制止させる言葉を用いないよう、自己評価で振り返りを行っています。

1)人材育成の促進

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>
 発達過程に合わせ、衣服の着脱、食事、排泄、睡眠、休息など、基本的な生活習慣を身につけられるように援助しています。「自分でしてみよう」という気持ちが継続できる環境や声掛けに工夫をし、「自分で出来る」「一人で出来た」自信に繋げています。子ども一人ひとりの状態に合わせた活動と休息のバランスに配慮しています。
 特に乳児は育児担当制の保育援助を行っており、子どもの気持ちを尊重することを大前提とした保育を行っています。生活習慣を身に付けることの大切さは、それぞれの活動の中で保育士を初め看護師や栄養士からも、発達年齢に合わせて子どもが分かるように伝えていきます。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
 - ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなど人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

本園は、園庭が広く、一面に芝生を張り、子どもたちが自由に丘を登ったり、土管をくぐったりできる探検型の園庭にしています。5歳児会議は、一つのテーマを子どもたちで考えていく活動ですが、美術・技術的な活動を、年下のクラスにも落とししていきます。子どもたち全員で一つのテーマを展開していき、発表会で披露しています。

散歩や公園先で知り合う他園の子どもたちや地域住民との挨拶、社会的なルールや外での危険なことなどは、その都度分かりやすく伝えています。園としては、子どもたちが主体的に活動できる環境や整備がまだ十分だとは言えず、今後は本園、分園とも同じ保育レベル、保育環境で子どもたちにとって豊かに成長できるようにしていきたいとしています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
---	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

乳児に対しては担当保育制を採っており、食事、着替え、排せつの対応で担当保育士が子どもの置かれている状態や発達過程を把握しています。子どもの表情を大切に、応答的なふれあいをしています。子どもが安心して過ごせるように信頼関係を築き、個々の発達に応じた関心や興味が持てる数多くのおもちゃや絵本を用意しています。
園内散歩や園庭遊びも多く行い、静と動の活動を適切に組み合わせています。家庭との連携は、毎日の連絡帳で行い、子どもの一日の様子や成長が読み取れる内容にしています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

「自分でしよう」とする気持ちや「一人でできた」喜びを大切に、子どもが意欲的に活動できるように待つ援助を行っています。散歩や公園先で自然に触れ、道中で社会体験を味わい、園庭での探検、他の異年齢クラスへ行って好きなおもちゃで遊んだり、職員室へ探検に行くなど、子どもの新しい発見や興味から自発的な活動が出来るように進めています。
噛みつきやけんかの対応は、それぞれの気持ちを受け止めて保育士が代弁し、けんかなどの原因にならないよう十分な数の遊具を用意するなど、環境整備に努めています。園では、噛みつきやけんかはあまり発生していないとしています。保育士以外との関わりは、学習体験、実習生、ボランティアなどで訪れる人たちや散歩先での交流があります。トイレトレーニングや衣服の着脱などを通じて、一人ひとりの子どもが「できた」時の喜びや自信を得る姿を家庭と共有するように努めています。

第三者評価結果

A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮し
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

毎日の保育活動が全体的な計画を基にした異年齢保育のため、子どもの発達過程によって年上の子ども・年下の子どもそれぞれが刺激を受け、生活や遊びから自主的に成長していける取り組みをしています。各年齢別年間保育計画を作成し、音楽・体育・アート・文学の4項目に分け、段階的に目標に向けた取り組みにしています。

保育士は、発達過程を考慮した上でそれぞれの安全性を確認しながら必要な時以外は、子ども同士の関わりが主体的活動になるような対話や見守りを行っています。5歳児会議では、一つのテーマを5歳児が中心になって園の子どもたち全員で一つのテーマを作り上げ、生活発表会で披露しています。保護者と園の個別の交換ノートには、1カ月の子どもの様子を写真やコメントをつけ、保護者からは、家庭であった様子を同じように写真やコメントを付けて交換しています。この交換ノートにより、保護者と園が子育てを楽しみながら共感できる貴重な成長記録として残すことが出来ています。

第三者評価結果

A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

基本的に障害の有無に関わらず子どもが必要とする保育援助を行っています。障害のある子どもには、その子の状態を把握し、他の子どもと同じ行動を無理強いせず、その子のペースに合わせた保育を行っていますが、園は、障害のある子どもに対する保育内容や方法をさらに向上させたいと考えています。今後は、戸塚区子ども家庭支援課や療育センターなど、専門機関や保護者との連携を密に取り、その子の最善の利益を考えた保育を行っていきたいとしています。職員は、障害の子どもに関する外部研修を受けていますが、研修内容を職員にフィードバックする機会が十分でないので、今後は、職員間の理解が深まるよう、園全体で取り組んでいきたいとしています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

延長保育は異年齢で行っています。子どもの個別支援計画を基に一人ひとりの生活のリズム、心身の状態を把握し、自由遊びでストレスにならない雰囲気而努力しています。体調などに変化がみられた場合は、職員間で共有し、状況を見ながら対応をしています。一人ひとりの状態を個別に記録し、保護者に伝え、次の日の登園ノートに引継いでいますが、園では職員間の引継ぎが十分ではないと考えています。今後は、引継ぎノートを的確に記録し、保育士間で漏れのない連携体制を図りたいとしています。

第三者評価結果

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がして
いない。
 - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画・年間保育計画、月間指導計画、週日案及び日誌に就学に向けての具体的な内容が記載され、それに基づいた保育を行っています。通常は異年齢保育をしていますが、就学前には5歳児の単独クラスとして生活や遊びを意欲的に取り組める環境にしています。他園の子どもたちや小学校1年生との交流を通して、就学への期待感が持てるようにしています。幼保小合同研修会で得た情報は、保護者会で伝えています。
希望により、個別相談を行い、就学の不安軽減や見通しが持てるように配慮しています。小学校に提出する「保育所児童保育要録」は、保育所での育ちや発達の状況・保護者の思いなどを含め、施設長の責任の下に職員間で話し合い作成しています。就学先の担当教諭へは、面談や電話で一人ひとりの状況を丁寧に伝え、保育園から小学校への育ちの連続性を図っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
-----	------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理に関する基本的なマニュアルを整備しています。常勤の看護師が、一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。日常の健康管理は看護師を中心に保育士や栄養士が連携して行っています。保育中の発熱や体調不良、怪我は症状の軽微に関わらず、職員間で共有し、時間や場所、症状・種類など詳細を管理日誌に記載し、保護者に伝え、事後の確認をとっています。年間の指導計画に保健・健康に関する計画を作成し、保護者には年間の行事予定、毎月の「ほけんだより」で園の方針や取組みを伝えています。感染症や熱中症の予防や対応策は、子どもには分かりやすく伝え、保護者や職員には状況を伝え、注意喚起しています。既往症や予防接種の接種状況は、保護者からの文書提出により把握していますが、徹底されていない現状があります。職員はSIDSに関する知識を周知し、SIDSチェック表で安全を確かめています。保護者に対して園の方針や必要な情報提供を行っています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断、歯科健診は全園児・年に2回、視聴覚健診は3、4歳児・年に1回、尿検査は全園児・年に1回実施しています。健診の結果は個別に知らせ、健康カードに記入しています。受診の必要な時は、保護者に説明し、受診後の結果報告を伝えてもらっています。健診の結果により、保育に配慮が必要な子どもについて職員間で共有し、子どもの状態を観察しながら取り組みます。

第三者評価結果

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
 - ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」を基に園独自の「アレルギー対応マニュアル」を策定しています。アレルギー児には、「生活管理指導票」を提出してもらい、医師の指示のもと、アレルゲン除去食の提供をしています。アレルギー食提供の前月に園長・主任・保育士・栄養士・保護者で食材や調味料などをチェックし、それぞれの子どものアレルゲン除去と代替食材の変更などの確認をしています。給食配膳マニュアルがあり、配膳チェックには、調理室内の調理員同士、配膳手渡し時の保育士と調理員、保育室内では保育士同士でのチェックの三重チェックをしています。定期的アレルギー状況を保護者と確認し、誤食のないように努めています。アレルギー対応に関して他の子どもや保護者に園の取り組みを伝えています。職員にはアレルギー疾患の研修を行っていますが、まだ十分ではないので、職員の意識をさらに深めていきたいとしています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

給食は、栄養士と調理師が献立を考え、手作りのおやつや食事(離乳食)を提供しています。地元農家の新鮮な無農薬の野菜、福岡の法人から魚類、肉類、米などが送られてきます。化学調味料を使わず、昆布、鰹節、あごなどの旨味だしで子どもが初めて口にする素材の本物の味を伝える食づくりに努めています。年間の食育計画があり、園庭で栽培する野菜や近くの畑ではさつまいもの苗植えから成長を観察し、収穫、調理、食べるという流れの中で、出来るところは体験し、つくる喜び、皆でおいしく食べる喜びに繋がっています。

乳児クラスは保育士が傍につき、落ち着いて食べられるように言葉をかけながら援助しています。3歳児以上は個人差による食事の量にも配慮しています。食器は、お椀や木製の皿も使用し、主食、副食、主菜、副菜の食器を分けています。食生活や食育は、家庭と連携をしながら子どもも保護者も食への興味や関心に繋がられる取組みを行っています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

栄養士は子どもの喫食状況を記録や観察により把握し、献立や調理に反映しています。月に一回、梅干の給食にしています。これは粗食の体験として、子どもたちが漬けた梅干しを使った、野菜中心の献立です。また、月に1回は保護者が作るお弁当の日を設け、戸外活動に出かけています。

秋の味覚祭では、サンマや松茸ご飯(5歳児のみ)、おはぎ、月見だんご、焼き芋など、季節を五感で楽しんでいます。行事食には、七草がゆ、ひな祭り、流しそうめん、土用の鰻やクリスマス食など、豊富に用意しています。調理室は衛生管理マニュアル、配膳マニュアルに沿い、調理施設での安全管理に努め、常に衛生的にしています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

登園時には保護者から子どもの様子を聞き取り、視診をして確認します。また降園時には、活動内容、園での様子などを口頭で伝え、連絡帳にも記載して渡します。毎年秋の一か月の期間に、「1日ママ、1日パパ」の保育参加を実施しています。その日は保護者に終日保育に携わっていただき、散歩、食事、トイレ、絵本の読み聞かせなどの体験をしてもらいます。この保育参加を機会に、園の保育の考え方や内容の理解を深めてもらっています。
 幼児では、「交換ノート」を作成し、園が園での様子、保護者が家庭での様子を月ごとにカラー写真を貼りつけエピソードを書きつづっていきます。卒園時に渡し、子どもの成長を振り返る大切な宝物となっています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者との信頼関係を築くために、子どものどんな小さな変化についても伝えるように努めています。保護者の様子から辛そうな状態がうかがわれた時には、積極的に声をかけていくようにしています。保護者が話をしやすいように面談室で対応するようにしています。
いつでも相談を受けられるように、あらゆる機会に気軽に職員に相談を受けることを「しおり」にもわかりやすく記載しています。相談内容は、必要に応じてクラスノートに記入しています。相談は主に主任が受けるようにしています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、日頃から保護者への声掛けなど予防的な対応を心掛けています。また、登園時に衣服、入浴の有無、着替え時の身体チェック、子どもの様子などを観察し、家庭での養育状況を把握するように努めています。疑問が生じた場合は、担当した職員は自己判断せず主任、施設長に相談し、組織的に対応することとしています。
該当事例の場合は、区役所担当窓口、児童相談所等と連携して対応します。職員の内部研修はできませんが、外部研修に参加しています。今後、対応がより組織的になるようにマニュアルの整備が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

毎月、クラスごとに会議を開き、クラスの反省、個人の反省をまとめます。前期、後期2回に主任がまとめて、保育園全体の自己評価につなげています。保育士等の職員は、仕事の計画性、保育のあり方、子どもへの対応、資質、能力、良識、保護者対応などの項目を年に2回、定められたシートに記入し、主任に提出します。主任、施設長と面談を通して自らの課題をさらに明確にしていきます。自己評価は主任の評価後、施設長の評価を経て、人事考課に反映されています。自己評価を通じて、さらに保育の改善や保育所全体の保育実践の自己評価につながっていくことを期待します。

Fields
株式会社フィールズ

株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL : 0466-29-9430 FAX : 0466-29-2323